

# 運転中のスマホは絶対にダメ！！

## 令和元年 12月1日施行「ながら運転」が厳罰化

スマートフォンの普及などで、「ながら運転」による交通事故が増えていることから、車やミニバイクを運転中に携帯電話を保持して通話したり、スマホを注視したりする「ながら運転」の罰則が強化されました。

### 「携帯電話使用等」の罰則等

#### 携帯電話使用等（保持）

罰 則	6月以下の懲役 又は 10万円以下の罰金（改正前：5万円以下の罰金）
違反点数	3点（改正前：1点）
反 則 金	大型車 2万5千円（改正前：7千円） 普通車 1万8千円（改正前：6千円）
二 輪 車	1万5千円（改正前：6千円）
原 付	1万2千円（改正前：5千円）

#### 携帯電話使用等（交通の危険）

罰 則	1年以下の懲役 又は 30万円以下の罰金 （改正前：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金）
違反点数	6点（改正前：2点）

※交通反則通告制度の対象から除外され、刑事罰が適用されます。  
※携帯電話使用等（交通の危険）の違反行為をし、交通事故で人を死亡させたり傷つけた場合は、免許の効力の仮停止の対象とされます。

（公財）鹿児島県交通安全協会肝付地区協会・肝付警察署  
お問い合わせ先 0994（65）0618

## 東部消防署だより

### 年末年始を安全に過ごすために火気の取扱いに注意しましょう！

#### ●こんろ火災にご注意！

こんろ火災の主な原因は、消し忘れによるものです。突然の来客や電話に対応するときは、一旦火を消しましょう。こんろ周りの油污れは火が燃え移る危険があります。こんろやその周りはいつもきれいにして、燃えやすい物を置かないようにしましょう。

#### ●暖房器具火災にご注意！

ストーブ、ファンヒーターの周りには燃えやすい物を置かないようにしましょう。外出するときは、必ず火を消してから外出しましょう。給油は、必ず火を消してから行いましょう。また、燃料の種類を間違えないように！ストーブ、ファンヒーターの燃料は「灯油」です。電気ストーブ等も燃えやすい物が直接接触すると大変危険です。注意しましょう。

#### ●たき火火災にご注意！

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、廃棄物の焼却（野外焼却、野焼き）は原則禁止されています。また、火災に関する「警報」が発令中は、屋外での火の使用が制限されます。風の強い日や日没後は、たき火をしないようにしましょう。たき火の前に、いつでも消火できるように水道ホースや水バケツを用意して、火をつけたらその場を離れないようにしましょう。

#### ●放火にご注意！

毎年全国の火災原因の上位に入る放火！次のことに注意しましょう。家の周りに燃えやすい物を置かないようにして、物置、車庫など人が侵入しやすい場所は施錠しましょう。

お問い合わせ先 東部消防署 0994（63）5499